**持株会社化経営事項審査の結果に基づく申請の案内**

　建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成20年国土交通省告示第85号）附則6の規定により国土交通大臣が認定した企業集団に属する建設業者に係る経営事項審査（以下「持株会社化経審」という。）結果に基づく建設業者として競争参加資格審査を申請される場合は、次により申請してください。

１．持株会社化経審結果に基づく競争参加資格の申請者

　（1）国土交通大臣が認定した企業集団に属する建設業者に限る。

　（2）既に令和7・8年度における競争参加資格の等級決定を受けている建設業者で、その後持株会社化経審を受審した建設業者は、再度の競争参加資格審査を申請することができる。

２．申請手続

持株会社化経審による競争参加資格の申請を希望する場合は、通常の申請書に添付する書類のほか、次の書類を添付してください。

①国土交通大臣が交付する企業集団及び企業集団に属する建設業者についての数値認定書の写し

なお、既に令和7・8年度における競争参加資格の等級決定を受けている建設業者で、持株会社化経審により再度の競争参加資格審査を申請する場合は、「再度の一般競争（指名競争）参加資格審査申請書」（別紙第1号の7様式）に上記のものを添付して再申請してください。この場合、当該企業集団に属する建設業者に係る従前の競争参加資格の等級決定を取消すため、「等級決定取消申請書」（別紙第1号の8様式）も併せて提出してください。

３．資格の有効期間

　　当該参加資格を付与された日から令和9年3月31日まで

別紙第１号の７様式（第22関係）

（用紙Ａ４）

　　年　　月　　日

再度の一般競争（指名競争）参加資格審査申請書

四　国　財　務　局　長　　殿

（郵便番号）

電話番号

　建設業法第27条の23第３項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成20年国土交通省告示第85号）附則六の規定により国土交通大臣が認定した企業集団に属する建設業者に該当することとなったため、再度の一般競争（指名競争）参加資格審査の申請を希望します。

　当該企業集団に属する代表建設業者以外の建設業者で現在、一般競争（指名競争）参加資格に登録している会社名等は、下記のとおりです。

記

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 会　　社　　名 | 代　表　者　名 | 住　　　　　所 | 建築業許可番号 |
|  |  |  |  |

別紙第１号の８様式（第22関係）

（用紙Ａ４）

　　年　　月　　日

等級決定取消申請書

四　国　財　務　局　長　　殿

（郵便番号）

電話番号

　建設業法第27条の23第３項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成20年国土交通省告示第85号）附則六の規定により国土交通大臣が認定した企業集団に属する建設業者に該当することとなったため、下記の一般競争（指名競争）参加資格の取消しを申請します。

記

１　資格決定通知書の交付年月日　　　年　　月　　日

２　資格決定通知書の番号　　　　 第　　　　　　　号